

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

小田原市長

市町村名 (市町村コード)	小田原市 142069
地域名 (地域内農業集落名)	川東南部地区 (下府中、国府津、酒匂)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 6年 12月 5日、12月20日 (第1～2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・当地区は、酒匂川と曾我丘陵との間に位置し、梅や柑橘を主体とした果樹や、水稻、野菜を生産する複合経営が行われている地域で、地域一体となって農産物のブランド化等にも取り組んでいるが、農業者の高齢化と後継者・担い手不足は著しく、農地についても営農しておらず、管理のみ行っている所有者も増えてきており、農業をやめたい、農地を手放したいという希望の農家の方が多くなっている。

・農地との接道状況等の営農環境の悪化や耕作放棄地の増加、鳥獣・害虫被害、肥料の購入をはじめとした農業経費の増加、所得の減少も課題となっている。

・農地と住宅が近接している地区では農薬散布についてのトラブルも発生するなど営農環境が悪化している。

・農道沿いの優良農地も荒廃するなど、耕作放棄地化が進んでいる。

・気候変動(高温化)による農作物への影響も課題。

【地域の基礎的データ】(農林業センサス2020より)※令和2年度
 総農家数:147戸(うち、農業経営体数:65経営体)
 農業経営体数の年齢状況:70歳以上 50.8%(うち、75歳以上 36.9%)
 主な作物:水稻、梅、みかん、キウイフルーツ、野菜

(2) 地域における農業の将来の在り方

・農地については、認定農業者や認定新規就農者等の現在の担い手に限らず、新規就農者や法人をはじめとした多様な農業を担う者の受け入れと農地の集約化を進めていく。

・農地活用の一手段の一つとして、地区内には市民農園活用事例があり、それらも参考にして検討していく。

・兼業農家・自給的農家が農業を継続できる環境づくり・取り組みを検討する。

・農道・水路といった営農環境の改善、整備についても検討していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	121 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	121 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農用地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構を活用して、認定農業者や認定新規就農者等の担い手、その他多様な農業を担う者への農地集積を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地中間管理機構については組織統合による名称変更の影響等で認知度が低いため、農地中間管理事業の認知度を高め、その上で高齢や健康面等で耕作できなくなり後継者のいない方の農地については農地中間管理機構を活用して、既にいる担い手及び新たな担い手への農地集積を進める。
(3)基盤整備事業への取組方針
担い手のニーズを踏まえ、農道整備事業を期限を定め計画的に実施する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域、市、JAで連携し、地区内外からの耕作希望者や新規就農者・法人をはじめとした経営体の確保を行うとともに、定年帰農や半農半X、農福連携といった地域内外からの多様な経営体を募り、担い手の確保・育成につなげていく。 若い人に農業が生きていくための食糧を生産している仕事であることを認識してもらい、営農していく上での策や情報を伝え、就農への希望が持てるよう、取り組んでいく。 講習会の実施等、技術面でのサポートによる、担い手の育成も検討していく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
作業委託等については、今後要望が増加していくものと思われ、地域での支え合いと、委託の必要性について検討する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☒ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①市や小田原市鳥獣被害防止対策協議会が行う制度(捕獲報奨金、侵入防止柵購入費補助等)を活用して、鳥獣被害対策を実施していく。また、地域の捕獲者との連携も検討していく。

⑩スクミリンゴガイ(ジャンボタニシ)の被害について、発生地域では対応策を講じ、未発生地区については農機具等への付着で持ち込まないような対策を農地の集約と併せ検討する。

⑩新たな作物(気候変動による暑さに対応できる作物等)の導入を検討していく。